

第13次鳥獣保護管理事業計画書 (案)

令和4(2022)年4月1日から

5年間

令和9(2027)年3月31日まで

群馬県

目 次

はじめに	1
第一 計画期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
2 特別保護地区の指定	6
3 休猟区の指定	7
4 狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定	8
5 鳥獣保護区の整備等	9
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	1 0
1 鳥獣の人工増殖	1 0
2 放鳥獣	1 0
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	1 2
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	1 2
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	1 3
3 目的別の捕獲許可の基準	1 5
3－1 学術研究を目的とする場合	1 5
3－2 鳥獣の保護を目的とする場合	1 7
3－3 鳥獣の管理を目的とする場合	1 8
3－4 その他特別の事由の場合	2 5
4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	2 7
4－1 捕獲許可した者への指導	2 7
4－2 許可権限の市町村長への移譲	2 8
4－3 鳥類の飼養登録	2 8
4－4 販売禁止鳥獣等の販売許可	2 9
4－5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項	2 9
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	3 0
1 特定猟具使用禁止区域の指定	3 0
2 特定猟具使用制限区域の指定	3 1
3 猟区設定のための検討	3 1
4 指定猟法禁止区域	3 1

第六	特定計画の作成に関する事項	3 3
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	3 3
2	第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針	3 3
3	適正管理計画の作成に関する方針	3 3
4	適正管理計画に係る実施計画の作成に関する方針	3 4
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	3 5
1	方針	3 5
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	3 5
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	3 6
第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	3 7
1	鳥獣行政担当職員	3 7
2	鳥獣保護管理指導員	3 8
3	保護及び管理の担い手の育成及び配置	3 9
4	鳥獣保護管理の総合的な拠点整備	4 0
5	取締り	4 1
6	必要な財源の確保	4 2
第九	その他	4 3
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	4 3
2	狩猟の適正化	4 3
3	傷病鳥獣救護への対応	4 3
4	感染症への対応	4 4
5	普及啓発	4 5
※参考	鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区一覧	4 9

はじめに

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第4条第1項に規定されるいわゆる法定計画で、国が定める鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して、知事が鳥獣保護管理行政を実施していくために定めるものである。

群馬県は自然環境に恵まれ、多様な生物、生態系を有している。生物多様性の保全と持続可能な利用に関する「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」、「生物多様性ぐんま戦略」および「群馬県環境基本条例」、「群馬県環境基本計画」等を踏まえ、自然と共生できる地域づくり施策として鳥獣保護管理事業計画を推進していく。

一方、県内では野生鳥獣による農林水産物の被害も発生していることから、「群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例」および「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき市町村が定める被害防止計画等を踏まえ、野生鳥獣の適正な管理を進めていく。

第一 計画期間

令和4年4月1日から、令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

第12次鳥獣保護管理事業計画（以下「第12次事業計画」という。）の期間終了時における、県土面積に占める鳥獣保護区面積の割合は、県指定鳥獣保護区47箇所（5.2万ha）で約8%、これに国指定鳥獣保護区2箇所（0.9万ha）を加えた49箇所の合計（6.1万ha）で約10%となっている。

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的に指定するものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するとともに、県民の鳥獣保護思想の普及啓発の場としても活用されてきた。

しかし、他方では鳥獣保護区が特定の鳥獣による農林水産業等への被害の増大を誘引しているとの考えも根強く、その指定は従来にも増して困難になってきているのが現状である。

また、鳥獣保護区において、特定の鳥獣が著しく増加し、生息域を拡大していくことで、植物や昆虫など自然生態系への影響も心配される。

こうした状況を踏まえ、平成29年に策定された生物多様性ぐんま戦略等、本県関連施策との連携・整合を図りつつ、以下のとおり指定に関する中長期的な方針を定める。

(ア) 土地利用形態や鳥獣の生息状況と地域への影響等を勘案しながら、必要に応じて鳥獣保護区の新規指定、区域の拡大に努める。指定期間は、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況にあわせて適切な期間を設定するものとする。なお、指定期間が満了するものについて、又は指定期間中であっても、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合

には、鳥獣保護区の指定区分等を考慮のうえ、指定の解除や指定区域の見直しを行う。

- (イ) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。
- (ウ) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域については、特別保護地区の指定に努める。
- (エ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。
- (オ) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。
- (カ) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。
- (キ) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性確保に資するため、指定について検討する。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型の鳥獣をはじめ当該地域に生息する多様な鳥獣相を保全し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、県境の山岳地帯での指定について検討する。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湿地、湖沼等のうち必要な地域の指定について検討する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる、集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の繁殖を確保することを目的としているが、現在、県内で集団繁殖が確認されているカワウ等の鳥獣は、農水産業へ被害を与えている状況にあることから、当面、新たな指定は行わないこととする。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護を図るうえで必要な地域を指定することを目的としている。県内では、絶滅危惧種に指定されているイヌワシ等の生息も確認されているが、これら希少鳥獣の生息地を鳥獣保護区として指定することは、営巣地の情報を公表することにつながるおそれがあり、その結果、生息環境が脅かされることも考えられるので、

指定については慎重に検討する。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域の指定を目的としている。

鳥獣の移動経路としての機能が見込まれる地域のうち、特に必要な地域について指定を検討する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保・創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保することを目的に指定している。都市公園、森林公園等の人が集まる場所で、イノシシ等による農林水産業への被害のおそれのない場の指定を検討する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣 保護区(A)	年 度	本計画期間に指定(※期間更新含む)する鳥獣保護区					計(B)
				4	5	6	7	8	
森林鳥獣生息地	箇所	25	箇 所	2	6	8	1	1	18
	面積	35,366ha	変動面積	2,010	12,424	11,844	367	432	27,007
大規模生息地	箇所	1	箇 所						
	面積	10,590ha	変動面積						
集団渡来地	箇所	7	箇 所	2	1	1		1	5
	面積	3,093ha	変動面積	934	80	1,070		205	2,289
集団繁殖地	箇所		箇 所						
	面積		変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		箇 所						
	面積		変動面積						
生息地回廊	箇所		箇 所						
	面積		変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所	14	箇 所	2	4		1	1	8
	面積	2,719ha	変動面積	329	1,232		45	284	1,890
計	箇所	47	箇 所	6	2	9	2	3	31
	面積	51,768ha	変動面積	3,273	13,736	12,914	412	921	31,256

本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						
4	5	6	7	8	計(C)	4	5	6	7	8	計(D)

区 分		本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区					計画期間中の増▲減 *	計画終了時の鳥獣保護区 **
		4	5	6	7	8		
森林鳥獣生息地	箇所 面積	2 2,010	6 12,424	8 11,844	1 367	1 432	18 27,077	25 35,366ha
大規模生息地	箇所 面積							1 10,590ha
集団渡来地	箇所 面積	2 934	1 80	1 1,070		1 205	5 2,289	7 3,093ha
集団繁殖地	箇所 面積							
希少鳥獣生息地	箇所 面積							
生息地回廊	箇所 面積							
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	2 329	4 1,232		1 45	1 284	8 1,890	14 2,719ha
計	箇所 面積	6 3,273	11 13,736	9 12,914	2 412	3 921	31 31,256	47 51,768ha

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

ア 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

該当なし

(イ) 大規模生息地の保護区

該当なし

(ウ) 集団渡来地の保護区

該当なし

(エ) 集団繁殖地の保護区

該当なし

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

該当なし

(カ) 生息地回廊の保護区

該当なし

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

該当なし

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積(ha)		存続期間	備考
				異動前	異動後		
4	森林鳥獣生息地	野反	期間更新	1,365	1,365	R4.11.1~R14.10.31	
		金山		645	645		
	集団渡来地	三名湖		354	354		
		大塩		580	580		
	身近な鳥獣生息地	岩鼻		209	209		
		要害山		120	120		
計(6箇所)				3,273	3,273		
5	森林鳥獣生息地	伊香保	期間更新	1,961	1,961	R5.11.1~R15.10.31	
		北沢		1,485	1,485		
		秋畑		675	675		
		鼻曲山		2,838	2,838		
		碓氷湖		1,511	1,511		
		草津		3,954	3,954		
	集団渡来地	梅田		80	80	R5.11.1~R25.10.31	
	身近な鳥獣生息地	敷島		103	103	R5.11.1~R15.10.31	
		少林山		234	234		
		吾妻山南面		640	640	R5.11.1~R25.10.31	
みかぼ森林公園		255	255				
計(11箇所)				13,734	13,734		
6	森林鳥獣生息地	赤城山	期間更新	2,690	2,690	R6.11.1~R16.10.31	
		迦葉山		416	416		
		谷川岳		4,039	4,039		
		法師		1,851	1,851		
		赤谷湖		440	440	R6.11.1~R26.10.31	
		叶山		347	347		
		妙義		771	771		
	榛名山	1,290		1,290	R6.11.1~R16.10.31		
	集団渡来地	箕郷		1,070	1,070		
計(9箇所)				12,914	12,914		
7	森林鳥獣生息地	神津	期間更新	367	367	R7.11.1~R17.10.31	
	身近な鳥獣生息地	西みかぼ		45	45	R7.11.1~R27.10.31	
計(2箇所)				412	412		
8	森林鳥獣生息地	大桁山	期間更新	432	432	R8.11.1~R28.10.31	
	集団渡来地	草木		205	205		
	身近な鳥獣生息地	多々良		284	284		
計(3箇所)				921	921		
合計(31箇所)				31,256	31,256		

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保全を図るため特に必要があると認められる地域がある場合、特別保護地区として指定するよう努める。なお、第12次事業計画終了時点における特別保護地区の指定箇所数及び面積は、県指定で7箇所1,206haとなっている。

指定に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、当該地域を鳥獣の安定した生息の場とするため、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

また、既指定の特別保護地区については引き続き適切な管理を図るとともに、鳥獣の生息実態の把握に努める。

(2) 特別保護地区指定計画

本計画期間中に指定（再指定を含む。）は行わない。

	特別保護地区指定目標	既指定特別保護地区(A)	年 度	本計画期間に指定(※再指定含む)する特別保護地区						
				4	5	6	7	8	計(B)	
森林鳥獣生息地	箇所	6	6	箇所						
	面積	1,192ha	1,192ha	変動面積						
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		1	箇所						
	面積		14ha	変動面積						
計	箇所		7	箇所						
	面積		1,206ha	変動面積						

本計画期間に区域拡大する特別保護地区						本計画期間に区域縮小する特別保護地区					
4	5	6	7	8	計(C)	4	5	6	7	8	計(D)

本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区						計画期間中の増▲減 *	計画終了時の特別保護地区 **
4	5	6	7	8	計(E)		
							6 1,192ha
							1 14ha
							7 1,206ha

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E
 ** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

3 休猟区の指定

(1) 方針

近年、県内各地においてイノシシやニホンジカ等狩猟鳥獣による農林水産業への被害が高水準にあることから、休猟区の指定に対しては、農林水産業の関係者や住民等の理解が得られないのが現状である。さらには毎年、狩猟者が減少し続けているため狩猟による捕獲圧が弱まり、狩猟鳥獣を回復させるという休猟区の指定意義が薄れている。

第12次事業計画終了時点で休猟区は無いが、このような状況を踏まえ、新たな休猟区についても指定は行わない。

(2) 休猟区及び特例休猟区指定計画

いずれも該当なし

4 狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定

(1) 方針

狩猟鳥獣の捕獲等禁止区域は、狩猟鳥獣の捕獲等を禁止するため、法第12条に基づく捕獲等を禁止する狩猟鳥獣の種類、区域及び期間等を定めるものである。

鳥獣保護区の区域内において、指定管理鳥獣による農林水産業又は生態系への被害が顕著となっている場合は、被害の軽減と鳥獣全般の保護との両立を図るため、鳥獣保護区を一時的に解除して指定管理鳥獣を除く狩猟鳥獣の捕獲禁止区域に移行することにより、狩猟による指定管理鳥獣の捕獲を可能とする。

なお、狩猟鳥獣の捕獲禁止区域への移行に当たっては、鳥獣保護区の期間更新の際、鳥獣保護区の指定目的、移行による指定管理鳥獣以外の鳥獣への影響、当該区域内における狩猟の安全性確保等を十分考慮のうえ、社会的情勢も踏まえて検討する。ただし、緊急に移行すべき必要性が認められる場合は、期間更新前の鳥獣保護区であっても移行について検討を行う。

指定期間の終期は、原則として指定管理鳥獣の第二種特定鳥獣管理計画（法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下「適正管理計画」という。）の終期に合わせて設定することとし、狩猟鳥獣の捕獲禁止区域移行後はモニタリング調査を実施し、被害状況等を検証する。

(2) 狩猟鳥獣の捕獲等禁止区域の指定計画

年度	所在地	名称	面積(ha)	指定期間	捕獲等を禁止する 狩猟鳥獣名	備考
7	甘楽郡下仁田町	神津東部	530	R7.4.1～R12.3.31	ニホンジカ及び イノシシ以外	※再指定
	吾妻郡高山村	高山	705			
	利根郡川場村	川場	437			
	みどり市	袈裟丸山	1,302			
	安中市	妙義	1,280			
	神流町	叶山三津川地区	33			
	藤岡市	日野御荷鉾山地区	718			
計(7箇所)			5,005			
合計(7箇所)			5,005			

5 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るための区域として位置付けていることから、特にその生息地としての自然環境の保全を積極的に進めることとする。

なお、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、法第28条の2に基づき保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

ア 管理施設の設置

鳥獣保護区（特別保護地区を含む。）の境界線が明らかになるよう、標識類の設置や補修等により適正な管理に努める。

イ 利用施設の整備

それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の保護上支障のない範囲内で食餌植物の植栽、巣箱、給餌台等の設置に努める。

ウ 調査巡視等の充実

生息状況の把握、違法狩猟の取締り等、採餌、営巣等のための環境の維持等の観点から、鳥獣保護管理指導員によるパトロールを実施する。

エ 保全事業の実施

保全事業を実施する場合は、関係団体の意見を聴きながら目標や区域及び事業内容を定め、土地所有者等の合意形成や関係機関等との調整を図る。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

市町村、鳥獣保護管理員等からの要望や情報を元に、新設又は老朽化や損傷等による交換を必要とする案内板、木標、制札を適宜整備する。

イ 利用施設の整備

食餌植物の植栽、巣箱の整備、給餌・給水施設の整備等を、必要な箇所について実施する。
なお、市町村における適宜な整備の実施は妨げないものとする。

ウ 調査、巡視等の計画

県指定鳥獣保護区47箇所（特別保護地区7箇所を含む。）を適正に管理し、指定目的の達成に資するため、全ての鳥獣保護管理指導員等が定期的に巡視を行い、パトロールに際して標識類や保護施設の現況を調査するものとする。あわせて、鳥獣類の生息状況を把握するとともに、違法捕獲等の防止を図る。

エ 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区

本事業計画期間中に該当する鳥獣保護区は無いが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして保全の必要が生じた場合については、生息環境改善のための保全事業の実施について検討する。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

第12次事業計画の期間終了まで、本県における代表的な狩猟鳥類であるニホンキジとヤマドリ
の人工増殖を行い放鳥を進めてきた。本計画期間においても健全なニホンキジとヤマドリの人工
増殖による放鳥効果を高めるため、次の点に留意しながら養殖事業者である、群馬県日本・キジ
ヤマドリ養殖組合との連携を図る。

ア 養殖事業者の育成

放鳥計画に対応する健全なニホンキジとヤマドリの生産量が確保できるよう、計画的な増殖
体制の整備を指導する。

イ 健全な個体の生産

近親交配による遺伝子の劣化を防止するため、必要に応じて野生から新たな個体の導入を図
る。

ウ 地域個体群の交雑防止

人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地
域個体群に含まれる個体のみを対象とする。

2 放鳥獣

(1) 方針

遺伝的な攪乱の防止の観点及び生物多様性ぐんま戦略に掲げた本県における生物多様性の保全
の観点を踏まえ、人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣を保護収容後、野外に放つこと（以下「放野」
という。）を除く。以下第三において同じ。）については、その効果と影響を勘案して、以下のと
おり対応する。

ア 鳥類

ニホンキジは国鳥として、ヤマドリは県の鳥として親しまれており、狩猟の対象としても人
気が高く、人工養殖技術が確立され安定的な供給が可能である。そこで、生息数の増加を図る
必要が認められる地域を中心に、本事業計画期間中においても引き続き、ニホンキジとヤマド
リを次の点を考慮して放鳥する。

(ア) 放鳥に当たっては、必要に応じて、生息環境や生息状況等の調査を実施する。

(イ) 放鳥個体は、健全なものとする。

(ウ) 高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、養殖事業者に対して、衛生管理の徹底
や個体についての健康状態の確認等の要請、放鳥事業を見合わせる等の対応について検討す
る。

(エ) 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に
生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

イ 獣類

狩猟鳥獣である哺乳類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣は
行わない。

ウ 希少鳥獣等

希少鳥獣及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植

物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応する。

エ 外来鳥獣等

外来鳥獣等は、新たな農林水産業への被害、在来種との交雑、生息地の餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、放鳥獣を行わないよう指導を徹底する。

特に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されている鳥獣については、外来生物法により野外に放すことが禁止されていることを周知する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

生息状況及び人工増殖状況等を考慮し、放鳥計画及び入手計画を決定する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

希少鳥獣は、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣及び「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物」において絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣とする。ただし、レッドリスト等の見直しに合わせて対象種は見直す。

イ 保護及び管理の考え方

個別の種ごとの調査等により、生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要に応じて鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等により、種及び地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

狩猟鳥獣は、法第2条第7項に基づき環境省令で定める鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。

また、関係行政機関等から収集した情報や関連する調査等により、農林水産業等への被害発生状況の把握に努める。

被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、適正管理計画の作成及び実施により、地域個体群の存続に配慮しつつ被害の防止を図る。

(3) 外来鳥獣等

ア 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

なお、我が国に生息地を有しているが、本来県内に生息地を有しておらず、人為的に県外から導入され県内で生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、必要に応じて同様な取扱いとする。

イ 管理の考え方

個別の種ごとの調査等により、生息状況や生活環境又は農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努め、被害を及ぼす外来鳥獣等については、有害鳥獣捕獲及び狩猟を積極的に推進し、被害の防止を図る。

外来生物法に基づく特定外来生物は、必要に応じて、外来生物法で定める防除実施計画の確認を受けるなど、効率的な防除を推進する。

(4) 指定管理鳥獣

ア 対象種

指定管理鳥獣は、法第2条第5項に基づき環境省令で定める鳥獣とする。

イ 管理の考え方

県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、適正管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

なお、指定管理鳥獣の適切な管理のため、生息分布域等に関する調査や個体数推定等を必要な一定の範囲で実施して、県内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図るなど、関係主体が広域的及び地域的に連携するよう配慮する。

(5) 一般鳥獣

ア 対象種

一般鳥獣は、(1)～(4)以外の鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

個別の種ごとの調査等により、生息状況等の把握に努める。

地域個体群の極端な増加又は減少、生態系や農林水産業等に係る被害の発生状況を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。特に生息数が著しく減少又は増加している一般鳥獣については、第一種特定鳥獣保護計画（法第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。）又は適正管理計画の積極的な作成及び実施により、地域個体群の存続や被害の防止を図る。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

以下の許可基準は、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれについても適用する。

(1) 許可しない場合の基本的な考え方

以下のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれがある場合

ウ 適正管理計画又は特定希少鳥獣管理計画（法第7条の4第1項に規定する特定希少鳥獣管理計画をいう。）に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがある場合

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は寺社境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

オ 鳥獣の愛玩飼養を目的とした捕獲

(2) 許可に当たっての条件の考え方

法第9条第5項では、同条第1項の許可をする場合において、鳥獣の保護、適正管理計画若しくは特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理又は住民の安全の確保及び指定区域の静穏の保持のために必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる」と規定している。

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、第一種特定鳥獣保護計画及び適正管理計画（以下「特定計画」という。）に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

捕獲方法としてわなを使用する場合は、以下の基準を満たすものとする。

ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやニホンカモシカの生息状況等を勘案して、許可された鳥獣種以外の意図しない鳥獣種の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

また、締付け防止金具及びワイヤーの素材・直径及びよりもどしについては、これと同等以上の機能があると判断される場合は、これによらないことができるものとする。

(ア) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

a イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする場合

原則として輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであること。

b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

原則として輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着し、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

(ウ) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわな（ドラム缶型わなを含む。）に限ること。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒に係る捕獲許可の考え方

猛禽類、水鳥等の鳥類において鉛中毒が生じないように、鉛が曝露しない構造および素材の装弾の使用を推進する。

捕獲実施区域と、希少猛禽類、水鳥等の生息地が重複している地域に係る捕獲許可にあたっては、鉛弾が使用された捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

3 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、法人を対象とする許可における法人の従事者にも適用する。

3-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究を目的とする場合の許可基準

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

ア 研究の目的及び内容

次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等は、学術研究に準じて取り扱う。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。

許可対象者	理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合は、適切な種類又は数（羽、頭、個）

期間	1年以内
区域	研究の目的を達成するために必要な区域
方法	次に掲げる条件に適合するものであること。 ① 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。 ② 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。
捕獲等又は採取等後の措置	次に掲げる条件に適合するものであること。 ① 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ② 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 ③ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）を目的とする場合の許可基準

許可対象者	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼を受けた者を含む。）
鳥獣の種類・数	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
期間	1年以内
区域	原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）第7条第1項第7号イからチまでに掲げる地域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
方法	原則として、網、わな又は手捕りとする。
捕獲等又は採取等後の措置	足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合の許可基準

許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）
期間	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切な期間
区域	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切な区域
方法	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとる。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする場合の許可基準

許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
期間	1年以内
区域	申請者の職務上必要な区域
方法	法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法以外の方法とする。ただし、他の方法が無く、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする場合の許可基準

許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
期間	1年以内
区域	申請者の職務上必要な区域
方法	法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法以外の方法とする。ただし、他の方法が無く、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 適正管理計画に基づく数の調整を目的とする場合の許可基準

許可対象者	<p>国、地方公共団体又は適正管理計画の目的達成のため、特に必要が認められる者。</p> <p>ただし、捕獲従事者（※単なる見回りや餌まきのみを行う、狩猟免許を所持していない、いわゆる“補助者”は除く。以下同じ。）については、原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。</p>
鳥獣の種類・数	<p>適正管理計画を定めた鳥獣であって、適正管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数</p>
期間	<p>適正管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。ただし、捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障のある期間は、避けるよう考慮する。</p>
区域	<p>適正管理計画の達成を図るために、必要かつ適切な区域</p>
方法	<p>空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。</p> <p>また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。</p>
留意事項	<p>捕獲等又は採取等に当たっては、適正管理計画に定める鳥獣類の個体数調整の進め方を別に定め、適正に対応する。</p>

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（本項において「被害」という。）の防止を目的とする場合の許可基準

ア 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲に係る許可は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合（本項において「予察」という。）であって、原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止ができないと認められる場合に行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りではない。

なお、有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局との連携の下、被害防除施設の整備、未収獲物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるように努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

イ 鳥獣による被害発生予察表の作成

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去

5年程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、被害が予察される鳥獣の種類別、月別及び地域別に作成した以下の被害発生予察表によるものとする。被害発生予察表は、必要に応じて科学的な知見に基づき点検し、その結果に基づき必要に応じて捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。

県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的に計画的な管理を要する種については、適正管理計画を策定し、同計画に基づいた管理を実施する。

なお、指定管理鳥獣を含む適正管理計画を策定している鳥獣種については、同計画に基づき予察を含めた管理を行う。

ただし、ツキノワグマは予察対象外であることに注意する。

【被害発生予察表】

加害鳥獣名	農林水産物等	被害発生時期(月)												被害発生地域	備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
カラス類	果樹、野菜、稲、麦類、飼料作物、雑穀、芋類、豆類、工芸作物	←————→												県内全域(中山間及び平野耕作地、住宅地)	生活環境被害
スズメ類	果樹、野菜、稲、麦類、飼料作物、雑穀、芋類	←————→ ↔												県内全域(中山間及び平野耕作地、住宅地)	
キジバト	野菜、稲、麦類、飼料作物、雑穀	←————→ ↔												県内全域(中山間及び平野耕作地、住宅地)	
ドバト	果樹、野菜、稲、麦類、飼料作物、雑穀、芋類	←————→												県内全域(中山間及び平野耕作地、住宅地)	生活環境被害
カルガモ	果樹、野菜、稲、飼料作物、芋類	←————→ ↔												県内全域(中山間及び平野耕作地)	
ヒヨドリ	果樹、野菜、飼料作物	←————→ ↔												県内全域(中山間及び平野耕作地)	
ムクドリ	果樹、野菜、稲、麦類、飼料作物、雑穀、芋類	←————→												中毛・吾妻・東毛地域(耕作地、市街地)	生活環境被害
ノウサギ	人工林、野菜、稲、飼料作物	←————→												平野部を除く県内全域(森林、中山間耕作地)	
キツネ	野菜、芋類	←————→ ↔													
タヌキ	果樹、野菜、飼料作物、雑穀、芋類、豆類	←————→												県内全域(中山間及び平野耕作地)	
ハクビシン	果樹、野菜、飼料作物、雑穀、芋類、豆類	←————→												県内全域(中山間及び平野耕作地、住宅地)	生活環境被害
ネズミ・モグラ類	芝生	←————→												ゴルフ場	
アライグマ	果樹、野菜、飼料作物、雑穀、芋類、豆類	←————→												県内全域(中山間及び平野耕作地、住宅地)	生活環境被害

ウ 被害の防止の目的での許可基準の基本的方針

被害の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、予察についても許可する基準とする。

エ 被害の防止の目的での許可基準

(ア) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。）とし、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のaからfのいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてとることができる。

なお、許可に当たっては、狩猟免許を受けていない者に対する許可であることに鑑み、捕獲個体の処理方法（止めさし、残滓の処分）、錯誤捕獲時の対応等を十分に確認し、必要に応じて指導を行うなどの対応に努めるものとする。

- a 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
 - (a) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地（塀等により明らかに他と区分できる敷地を含む。）内において捕獲する場合
 - (b) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
- b 農林業被害の防止の目的で、被害農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- c 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等のひなを捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- d ゴルフ場等において、管理者又は管理者から依頼を受けた者が、適正な管理をする上で支障となるネズミ・モグラ類を小型のはこわな等で捕獲等をする場合
- e 昭和38年12月4日付38林野造第2047号林野庁長官通達に基づき、農林水産業や生態系への被害の防止のために森林管理署長より任命された国有林野関係職員が、国有林野及び官行造林地に限って、網又はわなによりイノシシ及びニホンジカの捕獲等を行う場合
- f 法人に対する許可であって、以下の（a）～（d）の条件を全て満たす場合
 - (a) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - (b) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - (c) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
 - (d) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

(イ) 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難である、又は、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であること。

(ウ) 時期・期間

有害鳥獣捕獲を実施する時期は、原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

有害鳥獣捕獲を実施する期間は、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間であり、かつ、ツキノワグマにあつては30日以内、その他の鳥獣にあつては1年以内の期間とする。

(エ) 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。

ただし、個人に対する許可の場合、農林水産業被害では、自らの事業地（※所有権等正当な権原に基づき自らの事業を実施している土地又は水面。以下同じ。）内とし、生活環境被害では、被害者の所有地又は借地等適法な手続きによる管理地等とする。

ただし、申請に係る有害鳥獣捕獲の許可権限を有する知事又は市町村長は、許可申請者から、上記場所では効果的な捕獲ができないとの理由で上記以外の場所での捕獲について許可申請があつた場合、実施の安全性、加害鳥獣の行動及び現地の状況等を考慮し、やむを得ないと判断した場合に限り、必要最小限度の範囲でこれを認めることができる。

また、捕獲の区域に鳥獣保護区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

(オ) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(カ) その他

a 適正管理計画との関係

適正管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、適正管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

また、許可に当たっては、適正管理計画に示された基準に従い必要な指示を行う。

b 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種 of 取扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等するとともに、捕獲以外 of 方法による被害防止方法を指導した上で許可するなど、慎重に取り扱う。ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

c 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中 of 捕獲許可については、被害防止 of 目的 of 重要性に鑑み許可するが、適切かつ必要最小限 of 捕獲数、期間及び区域とする。

また、狩猟期間中及びその前後における被害防止目的 of 捕獲許可について、許可を受けた者に対しては捕獲区域 of 周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、事故が生じないように適切な指導を行う。

(参考) 被害の防止を目的とする場合の許可基準

【市町村長許可権限】

鳥獣種	区域 * 1	時期 * 2	期間 * 3	対象者		留意事項
				法人	個人	
ニホンジカ、イノシシ	県内全域	通年	1年以内	○	○	適正管理計画と整合を図る
アライグマ、ハクビシン、ミンク、 タイワンリス、ヌートリア、シマリス	県内全域	通年	1年以内	○	○	
ニホンザル	県内全域 * 4	通年 * 5	1年以内	○		適正管理計画と整合を図る
ツキノワグマ (人畜被害に限る)	県内全域 * 4	通年 * 5	30日以内	○		適正管理計画と整合を図る
ドバト、カルガモ、亜種コウライキジ、 キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、 スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、 ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、 ノイヌ、ノネコ、ノウサギ	県内全域 * 4	通年 * 5	1年以内	○	○	
(※卵の採取等) ドバト、カルガモ、キジバト、スズメ、 ハシボソガラス、ハシブトガラス						

【知事許可権限】

鳥獣種	区域 * 1	時期 * 2	期間 * 3	対象者		留意事項
				法人	個人	
ツキノワグマ (人畜被害を除く)	県内全域 * 4	通年 * 5	30日以内	○		適正管理計画と整合を図る
カワウ	県内全域 * 4	通年 * 5	1年以内	○	○	適正管理計画と整合を図る
上記以外の鳥獣	県内全域 * 4	通年 * 5	1年以内	○	○	カモシカ及びカワウ(卵)については、 適正管理計画と整合を図る。 なお、カモシカの被害防止目的での許可は原則として認めない。
(※卵の採取等) ドバト、カルガモ、キジバト、スズメ、 ハシボソガラス、ハシブトガラス以外の鳥類						

* 1 : 個人に対する許可にあつては、農林水産業被害の場合、自らの事業地(※所有権等正当な権原に基づき自らの事業を実施している土地又は水面。以下同じ。)内とする。また、生活環境被害の場合、被害者の所有地又は借地等適法な手続きによる管理地等とする。

* 2 : 狩猟期間中の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み許可するが、適切かつ必要最小限の捕獲数、期間及び区域とする。

* 3 : 地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間で許可する。

* 4 : 被害を与え、又は与えるおそれのある鳥獣を、捕獲等又は採取等するのに適切かつ必要と認められる区域。ただし、個人に対する許可にあつては「* 1」も適用。(※ニホンザル、ツキノワグマ及びカモシカは個人許可対象外)

* 5 : 被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期。

オ 鳥獣の適正管理の実施

(ア) 方針

深刻な被害を及ぼす鳥獣については、最新の生息状況等を把握しつつ、被害の防止・軽減を図るため、適切な管理方策の確立を目指す。

(イ) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等
ニホンジカ ニホンザル ニホンカモシカ ツキノワグマ イノシシ カワウ	4～8	適正管理計画に基づき、効果的な防除方法の検討や、適切な個体数管理の実施を図る。
アライグマ		生息状況調査を継続し、防除方法等の検討を進める。

カ 適正化のための体制の整備等

(ア) 方針

有害鳥獣捕獲を安全かつ効率的に実施するため、市町村に対し、必要に応じて有害鳥獣捕獲隊を編成するよう指導するものとする。なお、有害鳥獣捕獲隊編成に当たっては、地域の実情に応じ、捕獲経験及び捕獲技術等を考慮のうえ隊員を選任し、捕獲に必要な体制が整備されるよう助言するものとする。

隊員に対しては、法令を遵守させるとともに、捕獲に伴う危険防止が図られるよう指導する。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊と連携を図るよう指導する。

(イ) 関係者間の連携強化

多様な立場の方々を構成員とした協議会の設置や被害防止対策研修会等を実施し、関係機関等の連携強化と被害防止体制の充実を図る。

著しく被害を及ぼし、かつ、その行動圏が広域な鳥獣の捕獲等については、近隣市町村が連携を図り同日に捕獲実施をするなど、より効果が期待できる捕獲方法を検討する。

3-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可については、共通許可基準に加えて、原則として次によるものとする。ただし、他の方法が無く、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示を目的とする場合の許可基準

許可対象者	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）
期間	6か月以内
区域	法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。
方法	法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法以外の方法とする。

(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止を目的とする場合の許可基準

許可対象者	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	人工養殖が可能と認められる種類 過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体
期間	6か月以内
区域	住所地と同一の区域で、かつ、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。
方法	網、わな又は手捕り

(3) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的の場合の許可基準

許可対象者	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）
鳥獣の種類・数	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）とし、行事等に用いた後は放鳥獣する。（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）
期間	30日以内
区域	法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。
方法	法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法以外の方法とする。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他公益上の必要があると認められる目的の場合の許可基準鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

- ア 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。
- イ 捕獲物等は、違法なものとして誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。
- ウ 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。
- エ 錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。
- オ 錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣（ツキノワグマ及びニホンカモシカは除く）の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。
- カ 豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省）」等に基づいた十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわな等、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。

また、ツキノワグマやニホンカモシカを錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。

なお、ニホンカモシカが錯誤捕獲された場合、直ちにその場で放獣する行為は、保存に支障をきたす状態におかれた特別天然記念物を元の状態に復するものであり、安全かつ迅速に放獣するためやむを得ず一時的に人の管理下におく行為（保定用補助具による保定や麻酔薬の使用による不動化等）も含め、文化財保護法第125条第1項ただし書き（維持の措置）に該当し、文化庁長官による許可等を要しない。

さらに、関係主体間の横断的な連携により錯誤捕獲の発生の防止・減少に努める。

4-2 許可権限の市町村長への移譲

有害鳥獣捕獲の必要性は、被害が発生している市町村が最も的確な情報を把握しており、また、有害鳥獣捕獲の実施は、被害発生後迅速な対応が求められることから、知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に移譲（移譲の見直しも含む。）し、適正管理計画（特定計画）との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に移譲する場合等、移譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

知事は、捕獲許可に係る権限を移譲した市町村長に対し、法、法施行規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに知事に対する許可事務の執行状況の報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

4-3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

野生の鳥類は野外で自然のまま観察すべきであり、本県においては、愛玩飼養を目的とした鳥獣の捕獲許可は行わないこととする。

また、鳥獣の飼養登録については、その権限を市町村長に移譲しているが、これまでに許可したものについては、市町村長と連携を図り適正な飼養に向けて強力な指導を行う。

(2) 飼養適正化のための指導内容

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

イ 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

エ 他の都道府県において愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が法第24条第1項又は法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

4-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域として指定（再指定）する。なお、これ以外の区域であっても、次に掲げる地区で指定の必要があると認められる場合は、地域の実情を踏まえ機動的に指定を進める。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

区 分		既指定特定猟具 使用禁止区域(A)	年 度	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					計(B)
				4	5	6	7	8	
銃猟に伴う危険を予防する ための区域	箇 所	150	箇 所	1					1
	面 積	51,492ha	変動面積	188					188ha
わな猟に伴う危険を予防する ための区域	箇 所	0	箇 所						
	面 積	0ha	変動面積						
計	箇 所	150	箇 所	1					1
	面 積	51,492ha	変動面積	188					188ha

本計画期間に区域大する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区減少する特定猟具使用禁止区域					
4	5	6	7	8	計(C)	4	5	6	7	8	計(D)

本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する 特定猟具使用禁止区域						計画期間中 の増▲減 *	計画終了時の 特定猟具使用禁止区域 **
4	5	6	7	8	計(E)		
1					1		150
188					188ha		51,492ha
							0
							0ha
1					1		150
188					188ha		51,492ha

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

年度	銃猟に伴う危険を防止するための区域				
	指定所在地	名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備考
4	桐生市	新里町山上・鶴ヶ谷（銃器）	188ha	5年	再指定
	計		188ha		
	合計		188ha		

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について、必要に応じて指定する。

3 猟区設定のための検討

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施のため、猟場の一部を区切って排他的な入猟者数、入猟日、捕獲対象鳥獣及び捕獲数の制限等を行う区域であり、設定に当たっては知事の許可が必要になる。

猟区は経験の浅い狩猟者の育成の場としても有効であると考えため、必要に応じ設定の可能性等について関係団体等と検討を進める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

地域の鳥獣の保護の見地から、その鳥獣を保護するために必要な区域については、指定猟法禁止区域の指定（環境大臣が指定する同区域を除く。）を検討する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、

鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定に努める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定に努める。

(2) 許可基準

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び員数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について条件を付す。

(4) 指定状況

区域名称（所在地）	指定猟法の種類	面積	存続期間	備考
利根大堰指定猟法禁止区域 （邑楽郡千代田町）	鉛製銃弾の使用	104ha	永年	

第六 特定計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる鳥獣については、科学的・計画的な保護の強化を図る観点から第一種特定鳥獣保護計画の作成を検討する。

第一種特定鳥獣保護計画の作成対象となる鳥獣種を把握するため、鳥類生息密度調査等により、県内に生息する鳥獣の種類、数及び分布域等の実態を把握する。

なお、作成に当たっては、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例との整合を図るものとする。

2 第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針

個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の保護事業について、幅広い主体を取り込み総合的・体系的な実施計画を作成する。

個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を明示するとともに、モニタリングの結果等を踏まえ、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその考え方等を明らかにするものとする。

3 適正管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的に当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる鳥獣について、科学的・計画的な管理の強化を図ることを目的に適正管理計画の作成を検討する。

計画期間は、原則として3～5年間程度とする。上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。ただし、個別の事情で鳥獣保護管理事業計画期間をまたいで計画期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事業計画の改定に合わせて、必要な改定を行う。なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行う。

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定する。

計画の対象とする地域個体群が都道府県の行政界を越えて分布する場合は、関係都道府県間で整合のとれた対象地域を定めることのできるよう、協議・調整を行う。

計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則、数値による評価が可能な多様な視点に基づく保護又は管理の目標設定に努める。また、必要な場合には、

当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、被害状況、被害額、被害面積、被害対策、対策効果、目撃情報、捕獲状況、生息分布、推定生息数等を表すものを選択する。各指標の特性をふまえてモニタリングを実施するとともに、指標に応じて中長期的な視点での各目標の達成度に関する評価を行うとともに、対策の効果検証を踏まえて課題の抽出に努める。

評価と課題の抽出の結果は、専門家からの助言を踏まえ、幅広い関係者との合意形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより、計画を順応的に見直す。この計画を基軸として保護管理事業を行う。

計画作成の目的	対象鳥獣の種類	現行計画 期間 (年度)	次期計画 期間 (年度)	対象区域	指定管理鳥獣 捕獲等事業の 実施予定
鳥獣の適正管理を継続的に推進し、地域個体群の存続には配慮しつつ、農林水産業への被害の軽減及び生態系の被害抑制を図る。	ニホンザル	4～8	—	県内全域	—
	ツキノワグマ	4～8	—	県内全域	—
	カワウ	1～5	6～10	県内全域	—
	イノシシ	2～6	7～11	県内全域	有
	ニホンジカ	2～6	7～11	県内全域	有
	ニホンカモシカ	3～7	8～12	利根・吾妻地域 桐生・足尾地域 西上州地域	—

4 適正管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

適正管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、県や鳥獣管理事業を行う市町村は必要に応じて、年度ごとに実施計画を作成し、公表するよう努める。ニホンカモシカについては、市町村が作成した年次計画をベースに、県が管理捕獲実施計画を作成する。

作成に当たっては、必要に応じて集落単位等の取組が記述できるよう工夫するとともに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定した被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。

指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、県が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、県庁内関係部局は、鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、組織を横断した総合的な管理事業の取り組みに努める。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護及び管理の適切な推進を図るため、県内における鳥獣の分布・密度等の調査を実施する。調査は、研究機関、博物館、関係団体及び有識者の協力や助言を得ながら近接都県と連携しつつ実施するとともに、環境省の捕獲情報収集システムなども活用し、また、必要に応じ専門機関へ調査を委託する。

なお、生息分布状況調査をメッシュ単位で行い情報の標準化を図るものとし、調査結果等については資料として集積・保存管理を行い、一般公開を原則とする。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する野生鳥類の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、第4次鳥獣保護事業計画から実施している鳥類生息密度調査を継続して行うほか、希少鳥獣の保護対策調査、狩猟鳥獣捕獲禁止区域におけるモニタリング調査等を実施する。

(2) 鳥類生息分布調査

全ての鳥類を対象とした生息密度調査を県内の河川流域別に行うもので、過去の調査記録についてデータベース化を推進し、生息動向を解析する。

調査年度ごとに、5～7月の繁殖期に4回、12～1月に2回、鳥類生息密度調査を行う。

調査方法は、市町村別に2万5千分の1の地形図を4分割したメッシュごとに生息良好と思われる地点を選び、ライン踏査による分布調査を行う。

調査結果は、報告書として印刷製本し、県内の図書館や高等学校等を含む関係機関に配付するとともに有償頒布などにより広く公表する。

【鳥類生息密度調査 調査地域一覧】

調査 年度	調 査 地 域		
	河川名	流域市町村	調査メッシュ数
4	神流川 鏑川	高崎市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	38
5	碓氷川 烏川 利根川(中流)	高崎市、渋川市、安中市、榛東村、吉岡町	33
6	吾妻川	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町	44
7	利根川(上流)	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	43
8	利根川 渡良瀬川	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、みどり市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	61

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内一円の河川、湖沼等ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡来地又は生息地	4～8	調査地区ごとに調査員を配置して、種ごとに個体数をカウントする。	毎年度1月に調査日を定め、県下一斉に調査を行う。

(4) 狩猟鳥獣生息調査

適正管理計画を作成しているニホンジカ及びツキノワグマについては、生息状況調査等を専門機関に委託するとともに、イノシシを加えて狩猟者からアンケート形式により捕獲情報（捕獲場所、捕獲年月日、捕獲個体の性別）を収集する。

(5) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

適正管理計画の進捗管理及び目標達成のため、以下のとおり生息状況調査を実施する。

調査内容・調査方法に関しては最新の科学的知識及び費用対効果等を考慮して適宜見直しを行う。

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法
イノシシ	4～8	統計処理による推定、センサーカメラを使用したREST法等
ニホンジカ	4～8	糞塊法による定点調査等（県内30ルート）
カワウ	4～8	ねぐら・コロニー調査等（毎年度3回実施）
ニホンカモシカ	4～8	区画法等（3年間で40カ所程度実施）
ニホンザル	4～8	アンケート調査、加害レベル管理チェックシート
ツキノワグマ	8	センサーカメラを使用した階層ベイズ法等

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

新規指定候補地がある場合、当該地域における鳥獣の生息状況、生息環境及び農林業被害等の調査を行うものとする。

(2) 捕獲状況に関する調査

狩猟鳥獣の捕獲等の状況を把握するため、狩猟者から捕獲等した鳥獣の種類、数及び位置情報等を収集する。

許可を受けて実施した捕獲の状況については、捕獲者等から必要に応じて情報収集する。

また、本県に狩猟者登録を行った狩猟者の実態を把握するためのアンケート調査を行う。

対象種類	調査年度	調査方法・内容	備考(アンケート内容)
全狩猟鳥獣	5、7	狩猟者登録をした狩猟者を抽出し、アンケート調査を実施する。(県内者400、県外者200人)	①初猟日の行動、②出猟日数、③捕獲鳥獣の利用方法、④狩猟者の意識、⑤その他

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護管理事業の着実な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材を適所に配置する必要がある。本県においては、本計画に基づく鳥獣の保護及び管理を推進するため、鳥獣行政担当職員を以下「(2) 設置計画」のとおり配置するとともに、引き続き鳥獣の保護及び管理に関する各種計画（鳥獣保護管理事業計画、特定計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画をいう。）の作成、実施及び結果の評価等を適切かつ円滑に実施できる人材の配置及び育成・確保に努める。

なお、管理に関しては、適正管理計画などの鳥獣被害対策の総合的な推進は農政部鳥獣被害対策支援センターで、鳥獣による農業被害対策業務は農政部技術支援課で、森林獣害対策業務は環境森林部林政課で、その他法に係る業務は環境森林部自然環境課でそれぞれ実施し、鳥獣による農林作物等の被害軽減を図る。また、錯誤捕獲対策など鳥獣の保護に関する業務については、県庁内各所属が連携して取り組むものとする。さらに、被害対策の体制と機能を強化するため鳥獣被害対策本部の下、全庁横断的に事業を実施する。

また、林業試験場において野生動物の生態等の調査・研究を行い、得られた成果について鳥獣の保護管理に役立てる。

(2) 設置計画

区分	計画期間中			役割
	専任	兼任	計	
環境 森林部	自然環境課	行政需要等を検討し、適切に人員配置する。		<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護管理事業計画作成 指定管理鳥獣捕獲等事業 第一種特定鳥獣保護計画に係る調査 狩猟者登録（県外者） 学術研究等の捕獲等の許可
	各環境森林事務所・各森林事務所			<ul style="list-style-type: none"> 狩猟免許試験等の実施 狩猟者登録（県内者） 有害鳥獣捕獲及び個体数調整を目的とした捕獲等の許可 林業被害対策
	林政課			<ul style="list-style-type: none"> 林業被害対策
	林業試験場			<ul style="list-style-type: none"> 野生動物の生態等の調査・研究 林業被害に係る調査研究
農政部	鳥獣被害対策支援センター			<ul style="list-style-type: none"> 被害防除技術の指導・普及 適正管理計画作成、捕獲推進 指定管理鳥獣捕獲等事業 専門的知識・技術を有する被害対策地域指導者の育成指導 広域対策
	技術支援課			<ul style="list-style-type: none"> 農業被害対策
	蚕糸園芸課			<ul style="list-style-type: none"> 水産業被害対策
	各農業事務所			<ul style="list-style-type: none"> 農水産業被害対策

(3) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
特定鳥獣の保護・管理に係る研修会	国	随時	2回程度	全国	2	特定鳥獣（第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣をいう。）の保護管理業務担当者を対象として、鳥獣保護管理業務遂行上必要な専門的知識の習得及び識見の向上を図る。
鳥獣保護管理担当者会議	県	4月10月	2	県	20	鳥獣行政を円滑・効果的に推進するため、鳥獣行政担当職員を対象に、情報交換及び関係法令等専門的知識の習得を図る。
高度専門技術者研修	県	随時	4	県	20	県職員等を対象に、「捕る」「守る」「知る」対策を効果的に組み合わせた広域的な対策を作る総合プランナーとして、また、地域指導者に対して適切な指導・助言を行うための見識及び技術の習得を図る。

2 鳥獣保護管理指導員

(1) 方針

本計画に基づく鳥獣保護管理事業を補助するため、鳥獣保護管理指導員を設置する。

鳥獣保護管理指導員の主な活動は、担当区域の巡視、狩猟者等の指導、鳥獣保護区、休猟区等の管理、鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣に関する調査、立入検査への協力等とする。

鳥獣保護管理指導員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識又は野鳥に関する知識に精通した者から選任することとし、任期を更新する際には身体的な適性能力の確認に努める。

(2) 設置計画

鳥獣保護管理事業の実施状況に応じ、地域的なバランスを考慮しつつ、「市町村担当」「管内一円担当」の区分で設置する。

基準設置数 (A)	3年度末		年度計画						
	人員 (B)	充足率 (B/A)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計 (C)	充足率 (C/A)
65人	65人	100%	65人	65人	65人	65人	65人	65人	100%

(3) 年間活動計画

活 動 内 容	実 施 時 期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
担当区域の巡視	←											→
狩猟者等の指導	←											→
鳥獣保護区、休猟区等の管理	←											→
鳥獣保護思想の普及啓発	←											→
鳥獣に関する調査	←											→
立入検査への協力	←											→

(4) 研修計画

鳥獣による農林水産業被害等は依然として高水準にあり、地域における鳥獣の保護管理に関する助言・指導といった要請に応じる必要もあることから、委嘱式の際に全鳥獣保護管理指導員を対象とした研修を実施するなど計画的に研修を行い、鳥獣保護管理指導員の資質の維持・向上に努める。

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的
鳥獣保護管理指導員研修	県	4月	1回程度	全県	65人	鳥獣保護管理事業の業務遂行に必要な関係法令、鳥獣の生態、傷病鳥獣救護等に関する基本的な知識の習得を図る。

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその知識・技術の向上を図り、適所に配置する。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者及び認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保が図られるよう研修等の開催に努める。

(2) 研修計画

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的
わな猟初心者研修	県	随時	2回程度	全県	30人/回	新規わな猟免許取得者等を対象に、わなの設置（実技）や捕獲手続などに関する研修を行い、管理の担い手の確保を図る。
わな猟実践者研修	県	随時	1回程度	全県	10人/回	出猟経験のあるわな猟免許取得者を対象に、捕獲の現場で実践的な内容を学ぶ研修を行い、捕獲者の技術の向上を図る。
地域対策指導者育成研修	県	随時	5回程度	全県	30人/回	高度専門技術者と連携し、地域における被害状況を把握し、支援の必要な箇所の洗い出し、隣接地域との調整、地域リーダーへの指導・助言を行うための見識及び技術を有する人材の育成を図る。

鳥獣保護管理指導員研修	県	4月	1回程度	全県	65人	※再掲
-------------	---	----	------	----	-----	-----

(3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策

長期的な鳥獣の保護及び管理の推進上、狩猟者は重要な役割を担っているが、本県の狩猟免許所持者の現状について見ると、最も多かった昭和56年の9,788人に比べ、令和2年度は5割以下の4,525人となっている。しかし、全国的な傾向と同様に近年下げ止まっており、若い狩猟免許所持者も含め増加傾向にあるが、増加しているのはわな猟免許所持者であり、銃猟免許所持者は減少傾向にある。また、狩猟免許所持者であっても狩猟者登録をしていない者も多数存在しており、捕獲活動は引き続き高齢の熟練狩猟者によって支えられている。なお、令和2年度は、狩猟免許取得者の6割以上が60歳以上となっている。

鳥獣の保護及び管理の担い手である狩猟者の確保及び育成のため、狩猟免許取得の促進のための各種取り組みとして、狩猟初心者への技術的支援（わな猟初心者研修会等）、狩猟関係の事務の利便性の更なる向上（狩猟免許試験回数土・日曜日開催、出前型試験の開催等）に努める。また、出猟経験者の捕獲技術の向上（実践者研修会の開催等）を図り、継承していくための仕組みづくりに努める。

さらに、狩猟免許試験事前講習会や狩猟免許更新講習会などの機会を活用して、県が現在直面している課題等について情報を発信し、県猟友会等の協力を得ながら、狩猟者の役割の重要性を伝えるなど、県の鳥獣保護管理に資する担い手確保及び育成に努めていく。

また、狩猟者が社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成

指定管理鳥獣捕獲等事業をはじめとする科学的・計画的な鳥獣管理の推進に当たっては、安全かつ確実に捕獲等を実施できる者が必要であることから、民間の保護及び管理の担い手である認定鳥獣捕獲等事業者に対して技術・知識向上のための研修会等を開催するなどして、その確保・育成に努める。

4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備

(1) 方針

野鳥病院については、これまで傷病鳥獣の保護及び愛鳥思想の普及啓発の拠点として設置・整備されてきた。

近年、科学的かつ計画的で専門的な鳥獣の保護及び管理が強く求められていることから、これまでの機能に加え、環境モニタリング、環境教育等も含め、科学的・計画的な鳥獣保護管理の総合的な拠点として既存施設の機能強化に努める。

(2) 鳥獣保護管理の総合的な拠点等の施設整備計画

名称	整備年度	施設の所在地	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
野鳥病院	昭和50	北群馬郡榛東村 新井2935 (林業試験場内)	傷病鳥救護舎 1棟94㎡、 野生化訓練舎 1棟34㎡、 感染症隔離施設 1棟19㎡	小禽舎4室 中禽舎2室 猛禽舎1室 水禽舎1室	傷病鳥(獣) の保護収容 鳥獣保護思 想の普及	会計年 度任用 員3名
桐生が岡 動物園	昭和54 (委託年度)	桐生市宮本町 三丁目8-13	傷病鳥獣救護舎 1棟	6室及び 予備室3室		桐生市 へ委託

5 取締り

(1) 方針

違法捕獲行為の防止及び鳥獣の無登録飼養、狩猟事故・違反を未然に防止するため、県警を含む関係機関及び関係団体と緊密に連携し、取締りを強化する。

また、迅速かつ適切な取締りを行うため、以下の施策等を講じる。

なお、取締りに際しての情報収集等については、関係団体等との連携・協力に努める。

ア 過去の違反等状況の分析の結果に基づき、年度ごとに取締りの重点項目（鳥獣の無登録飼養など）を定めて行う。

イ 狩猟期間中の鳥獣保護管理指導員の巡回を、次のとおり強化する。

(ア) 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点をおく。

(イ) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化する。

ウ かすみ網の違法な使用、所持、販売等及びとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行う。

エ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、県警と連携し対応に当たる。

オ 鳥獣の飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を含めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。

カ 我が国に生息する野鳥を登録票あるいは標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、野鳥の違法な飼養の取締りを重点的に行う。

キ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理指導員の動員体制を整備する。

ク 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者として遵守すべき事項の周知徹底を図り、県猟友会等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。

ケ 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲等又は採取等された地域に放鳥獣するよう努める。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣による農林水産業への被害が高水準で推移するとともに、尾瀬などの国立公園をはじめ、県立公園や自然環境保全地域等における生態系への影響が深刻な状態となっており、農林水産業や自然保護の関係者からそれらへの対策強化が求められている。他方で、鳥獣を含む生物の多様性を保ちながら、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指すことは言うまでもない。

引き続き適正管理計画による個体群管理、生息地管理及び被害防除について、適正な目標設定の下で関係者が連携し、総合的な施策を実施することが必要となるが、これを円滑に実行するため、専門的な知識、技術、経験を有する人材や狩猟者の確保・育成を図る。

また、鳥獣の生息地となっている森林の維持管理方法や、野生鳥獣に関する感染症への対応、錯誤捕獲への対応についても検討が必要と考えられる。なお、鳥獣をとりまく課題は時代により変化し続けていることから、各課題に取り組む際には、柔軟に対応する体制と視点が必要である。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、鳥獣保護区等の保護区域制度、狩猟鳥獣の捕獲禁止区域等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

3 傷病鳥獣救護への対応

(1) 傷病鳥獣救護に関する考え方

鳥獣は、山野等にあつて、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。

一方、人には鳥獣を敬い命を大切に思う気持ちがある。傷病鳥獣救護は、もともと人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生きものを大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。

傷病鳥獣救護については、これらの考え方を踏まえつつ、絶滅のおそれのある種の保全や環境モニタリングへの活用、傷病の発生原因の究明とその予防措置等、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応を検討する。

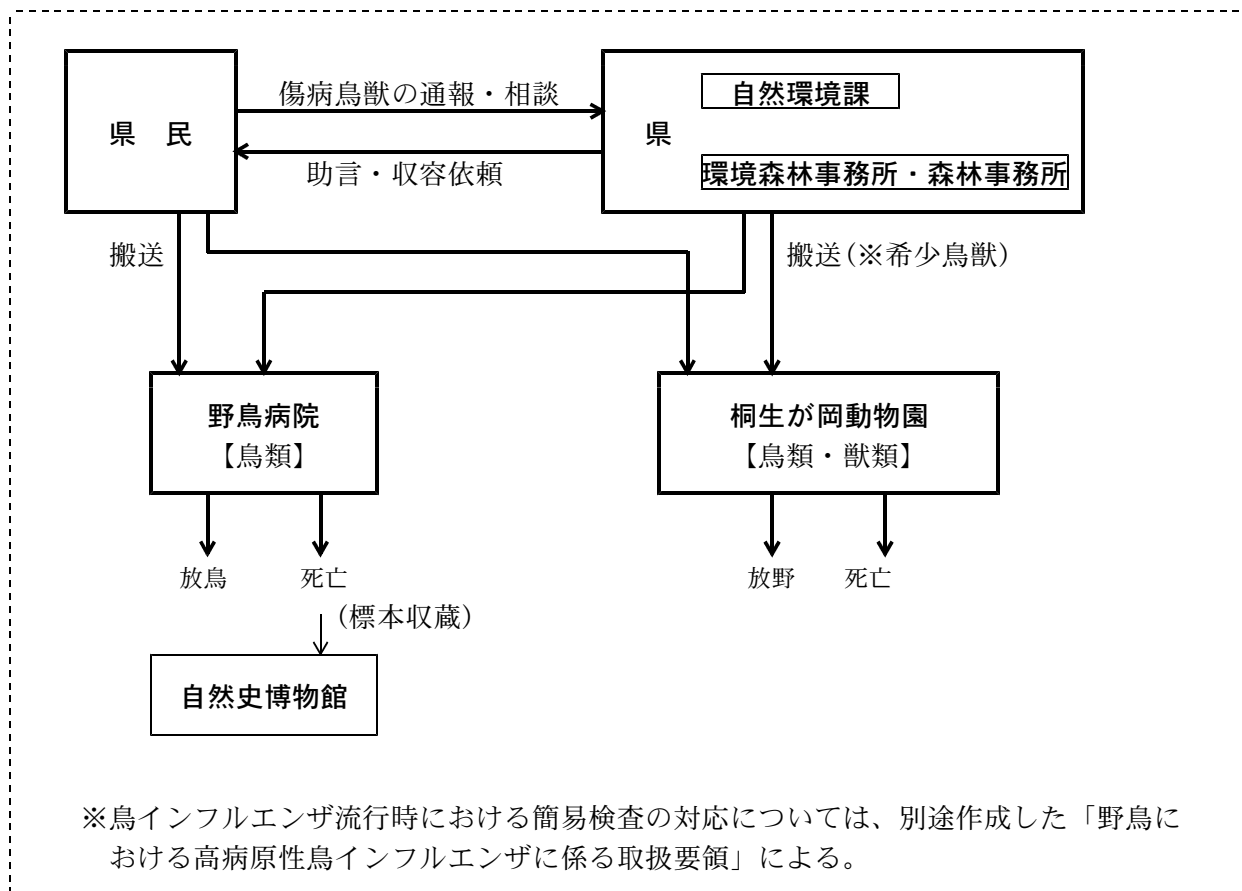
(2) 方針

行政による傷病鳥獣救護実施に当たっては、生物多様性の保全や傷病の発生原因の究明による効果的な予防措置の実施といった、救護の目的や意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。なお、大量死等生態系の異常把握につながる情報を収集する観点から、情報の収集・把握の一元化等を図る。

傷病鳥獣の救護にあつては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、県民の参画等による普及啓発が重要であることから、収容、終生飼養等に携わるネットワーク体制の構築のため、市町村、獣医師会、動物園、自然保護団体等と連携を図る。また、研修会や「出前なんでも講座」の開催により、行政の指導監督等一定の関与のうえで民間による積極的な取組を推進する。

なお、ひな及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣として誤認して救護することのないよう、チラシ・ポスター等により、県民への周知徹底を図る。

(3) 体制



(4) 傷病鳥獣の個体の処置

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行ったうえで、必要なデータを収集し、「(2)方針」の中で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は「(2)方針」で明確化した目的及び意義を踏まえて放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録を行う。

4 感染症への対応

(1) 方針

野生鳥獣に関する感染症に備え、関係部局と連携したサーベイランス（調査）等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、情報の収集、分析及び県民への正確な情報提供と風評被害の防止を図る。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザの発生時においては、「県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫措置マニュアル（農政部）」「家きん農場における鳥インフルエンザ発生時の健康福祉部対応マニュアル（健康福祉部）」に基づき、迅速かつ的確な防疫体制、検査体制の構築を図り他への感染を防止する。

また、野鳥の集団死亡等が発生した場合は、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省）」に基づき、高病原性鳥インフルエンザの可能性も含め、関係部局と連携して、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況の検査の実施に努める。

(3) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認され、本県でも令和元年10月に初めて野生イノシシの感染を確認し、令和2年9月には初めて農場での豚への感染が確認された。また、アフリカ豚熱は、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。豚熱及びアフリカ豚熱については、情報の把握と関係機関の連携・協力により、状況に応じた適切な対策を迅速に講じる。

なお、捕獲を実施するに当たっては、狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省）」等に基づいた防疫措置を徹底するよう指導する。

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

県民一人ひとりの理解と協力を得て鳥獣保護を推進するため、鳥獣の保護思想の普及を積極的に推進する。

また、次代を担う子どもたちの理解を深めるために小・中学校等における愛鳥活動の指導援助を行い、森林や環境教育の実施に当たっては、鳥獣に関する普及啓発を推進する。

イ 事業の年間計画

事業内容	実施時期（月）												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
愛鳥週間ポスター原画の募集				←			→							
愛鳥週間ポスターの配付	←	→												
愛鳥モデル校巡回指導			←										→	
広報活動	←													→
鳥獣保護団体との協働	←													→

ウ 愛鳥週間行事等の計画

行 事	行事の内容	計画年度
愛鳥週間ポスター原画コンクール	愛鳥週間ポスター原画のコンクールを開催する。 入賞作品については、展示を行う。	4～8

(2) 安易な餌付けの防止

ア 方針

鳥獣への安易な餌付けが、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身事故、農林水産業への被害の誘因となり、さらには生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による農林水産業等への被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。

また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響や、農林水産業等への被害の誘因となることがないように十分配慮するものとする。

さらには、不適切な生ゴミの処理、未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、農林水産業等への被害の誘因にもなることから、鳥獣の生息状況を踏まえながら適正管理について地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。

イ 年間計画

重点事項は次のとおりとし、年間を通じ随時普及啓発を行うものとする。

(ア) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解促進を図る。

(イ) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図る。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を求める。

(ウ) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別装置を徹底させるなど、猟犬の管理について、狩猟団体等を通じ、狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森施設の整備

群馬県野鳥の森施設を県民が野鳥を観察できる場所として、また鳥獣の生態等を学習できる施設として活用するため、観察施設の整備等一層の充実を図るよう努める。

また、施設の効率的・効果的な管理を行い、利用者の利便性を向上させるため指定管理者制度を活用する。

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針
群馬県野鳥の森施設	昭和51	安中市松井田町横川 小根山国有林	91ha	鳥獣資料館1棟 研修館1棟 観察舎4棟 探鳥路 展望台1棟 遊水池1箇所等	鳥獣の剥製展示 探鳥器材 図書等	鳥獣の学習と自然とのふれあいの場として、剥製、写真展示、愛鳥ポスターの掲示等を行う。

(5) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

野鳥の観察や保護活動を通じて、自然に親しみその大切さを感じることは、自然保護活動の第一歩として有効かつ重要である。野鳥保護活動に取り組んでいる小・中学校等を「愛鳥モデル校」に指定し、野鳥の保護・観察活動を通して愛鳥思想の普及を図る。

また、状況に応じ、学校周辺に「身近な鳥獣生息地」の鳥獣保護区の指定について検討する。

イ 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

(ア) 巡回指導

(イ) 学習資材の配付等

(ウ) 巣箱等の配付

エ 指定計画

以下の12校を、令和4年度に5年の期間で指定する。

区分	既指定校	新規指定校	計
小学校	高崎市立鼻高小学校 高崎市立倉渕小学校 高崎市立上室田小学校 高崎市立岩平小学校 神流町立万場小学校 富岡市立額部小学校 南牧村立南牧小学校 中之条町立六合小学校 草津町立草津小学校 太田市立鳥之郷小学校	10校	10校
その他の学校	県立太田高等特別支援学校 県立渡良瀬特別支援学校	2校	2校

※参考 鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区一覧

【県指定鳥獣保護区一覧（※本計画終了時の状況）】

指定区分	鳥獣保護区名	所在地	面積(ha)	存続期間
森林鳥獣生息地	丸沼菅沼	片品村	3,570	H29.11.1 ~R 9.10.31
	小根山	安中市	798	H29.11.1 ~R 9.10.31
	白郷井子持	渋川市	330	H30.11.1 ~R10.10.31
	小野上谷の口	渋川市	370	H30.11.1 ~R10.10.31
	仙ノ倉山	みなかみ町	2,664	R 1.11.1 ~R11.10.31
	大峰山	みなかみ町	404	R 2.11.1 ~R12.10.31
	日野	藤岡市	153	R 3.11.1 ~R13.10.31
	野反	中之条町	1,365	R 4.11.1 ~R14.10.31
	伊香保	渋川市	1,961	R 5.11.1 ~R15.10.31
	北沢	上野村	1,485	R 5.11.1 ~R15.10.31
	秋畑	甘楽町	675	R 5.11.1 ~R15.10.31
	鼻曲山	高崎市	2,838	R 5.11.1 ~R15.10.31
	碓氷湖	安中市	1,511	R 5.11.1 ~R15.10.31
	草津	草津町、嬭恋村、中之条町	3,954	R 5.11.1 ~R15.10.31
	赤城山	前橋市、渋川市	2,690	R 6.11.1 ~R16.10.31
	迦葉山	沼田市	416	R 6.11.1 ~R16.10.31
	谷川岳	みなかみ町	4,039	R 6.11.1 ~R16.10.31
	法師	みなかみ町	1,851	R 6.11.1 ~R16.10.31
	赤谷湖	みなかみ町	440	R 6.11.1 ~R16.10.31
	叶山	神流町	347	R 6.11.1 ~R16.10.31
	妙義	安中市、富岡市、下仁田町	771	R 6.11.1 ~R16.10.31
	榛名山	高崎市、東吾妻町、榛東村	1,290	R 6.11.1 ~R16.10.31
	神津	下仁田町	367	R 7.11.1 ~R17.10.31
金山	太田市	645	R 4.11.1 ~R24.10.31	
大桁山	富岡市	432	R 8.11.1 ~R28.10.31	
計	25箇所		35,366	
大規模生息地	尾瀬	片品村	10,590	R 3.11.1 ~R13.10.31
計	1箇所		10,590	
集団渡来地	神流湖	藤岡市、神流町	315	H29.11.1 ~R 9.10.31
	館林	館林市	489	H23.11.1 ~R13.10.31
	箕郷	高崎市	1,070	R 6.11.1 ~R16.10.31
	三名湖	藤岡市	354	R 4.11.1 ~R24.10.31
	大塩	富岡市	580	R 4.11.1 ~R24.10.31
	梅田	桐生市	80	R 5.11.1 ~R25.10.31
	草木	みどり市	205	R 8.11.1 ~R28.10.31
計	7箇所		3,093	
身近な鳥獣生息地	南牧村自然公園	南牧村	34	H19.11.1 ~R 9.10.31
	花見ヶ原	桐生市	55	H29.11.1 ~R 9.10.31
	桐生自然観察の森	桐生市	43	H21.11.1 ~R11.10.31
	観音山	高崎市	425	H22.11.1 ~R12.10.31
	黒滝山	南牧村	47	H22.11.1 ~R12.10.31
	東大河原	前橋市	225	H23.11.1 ~R13.10.31
	敷島	前橋市	103	R 5.11.1 ~R15.10.31
	少林山	高崎市	234	R 5.11.1 ~R15.10.31
	岩鼻	高崎市	209	R 4.11.1 ~R24.10.31
	要害山	みどり市	120	R 4.11.1 ~R24.10.31
	吾妻山南面	桐生市	640	R 5.11.1 ~R25.10.31
	みかぼ森林公園	藤岡市	255	R 5.11.1 ~R25.10.31
	西みかぼ	神流町	45	R 7.11.1 ~R27.10.31
	多々良	館林市、邑楽町	284	R 8.11.1 ~R28.10.31
計	14箇所		2,719	
合計	47箇所		51,768	

【県指定鳥獣保護区特別保護地区一覧（※本計画終了時の状況）】

指定区分	特別保護地区名	所在地	面積(ha)	存続期間
森林鳥獣生息地	伊香保	渋川市	274	R 5.11.1 ~R15.10.31
	草津	草津町	191	R 5.11.1 ~R15.10.31
	赤城山	前橋市	291	R 6.11.1 ~R16.10.31
	妙義	安中市	304	R 6.11.1 ~R16.10.31
	榛名山	高崎市	92	R 6.11.1 ~R16.10.31
	金山	太田市	40	R 4.11.1 ~R24.10.31
計	6箇所		1,192	
身近な鳥獣生息地	吾妻山南面	桐生市	14	R 5.11.1 ~R25.10.31
計	1箇所		14	
合計	7箇所		1,206	

※面積は、鳥獣保護区面積のうち数

【国指定鳥獣保護区一覧（※本計画策定時点）】

指定区分	鳥獣保護区名	所在地	本県面積(ha)	存続期間
森林鳥獣生息地	浅間	嬭恋村、長野原町(ほか、長野県の一部)	9,268	R 3.11.1 ~R13.10.31
集団渡来地	渡良瀬遊水地	板倉町(ほか、栃木・埼玉・茨城各県の一部)	89	H24. 6.1 ~R13.10.31
計	2箇所		9,357	